平成２２年（フ）第９１２号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目28番地　セジュールウイング101号
債務者　角田　千穂
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７９号
三重県鈴鹿市飯野寺家町16―２　セントラルビラスズカＤ棟105号、前住所三重県鈴鹿市一ノ宮町1910番地の２
債務者　小幡　賢一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１０号
三重県名張市梅が丘北３番町134番地
債務者　岸本ひさみ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１１７号
三重県名張市つつじが丘南１番町114番地
債務者　大川　常彦
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１３４８号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番４―503号
債務者　福田　愛子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８３号
神戸市兵庫区上祇園町10番12号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町９丁目13番８号　瀬戸口方
債務者　片山　茂慶
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県たつの市龍野町日飼364番地　大塚弘至方、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区新在家175番地２
債務者　合田江利子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４６号
山口県萩市大字福井下323番地３
債務者　田中　良枝
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５７２号
愛媛県松山市余戸中５丁目４番５号　コーポＡＴ105号
債務者　山田　義将
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
大分県杵築市大字奈多3373番地５
債務者　本田　昭美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
大分県杵築市大字奈多3373番地５
債務者　本田テル子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
宮崎県日南市大字東弁分甲856番地５
債務者　河野　麗華（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町１番11号川口方、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬石橋町１番27号　友野方
債務者　新山奈津美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１１９号
北海道赤平市字豊里35番地　豊丘南団地Ｃ棟102
債務者　前田　美樹
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
栃木県真岡市飯貝2545番地
債務者　大滝　　靖
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第２８４号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｂ―179
債務者　宮原　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係